

自動車の車庫として利用できます！

自動車車庫として使用する際の注意事項

- 駐車場所の指定はできませんので、空いている場所に駐車してください。
- 駐車できる車は、軽自動車（二輪自動車を除く）・小型自動車・普通自動車です。
（車高2.1メートル、車長5.0メートル、車幅1.9メートル以下）

自動車保管場所使用承諾証明申請から交付済証掲出までの流れ

- ① 事前に車庫証明書の交付を受けるための条件を確認する。
※駐車場と住居（事業所）との距離等について条件があります。詳しくは、警察署にご確認ください。
- ② 有効期間が6か月以上の定期駐車場使用券を購入する。
（状況により6か月未満でも可とする場合がありますので、事前にご相談ください。）
※駐車場1階北側の管理事務所の窓口でお買い求めください
- ③ 郡山市に自動車保管場所使用承諾証明の申請をする。
※証明手数料は、1件250円です。
- ④ 自動車保管場所使用承諾証明書及び交付済証の交付を受ける。
- ⑤ 郡山市が交付した自動車保管場所使用承諾証明書及びその他必要な書類を添付して、管轄の警察署に車庫証明の申請をする。
- ⑥ 自動車保管場所使用承諾証明書交付済証は、車の外から容易に確認できるよう、車内の見やすい場所に掲出する。
※警察官が容易に確認できるようご協力ください。

【利用者の皆様へのお願い】

郡山駅西口駐車場管理事務所の窓口は、午前7時から午後9時までとなっていますので、定期券等のご購入やお問い合わせ、各種手続き等をする際にはご注意ください。



■お問い合わせ先

郡山駅西口駐車場管理事務所
郡山市都市構想部都市政策課

〒963-8008 福島県郡山市字東宿44番地の4
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-7088
TEL 024-924-2321

